

特定非営利活動法人「憩楽クラブかつらぎ」

2026年度(令和8年度)スポーツ活動保険の再加入について

向春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、憩楽クラブかつらぎの活動に、ご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。
憩楽クラブかつらぎは法人格を取得し、4月から18年目の活動になります。地域コミュニティの活性化、子どもの体力向上、高齢者の健康維持を目指し、活動の場を広げて参りたいと思っております。

さて、参加会員の皆様には、入会時及び前年度からの継続にて加入して頂きました令和7年度のスポーツ活動保険の(年額 大人 1,600円・子ども 600円・65歳以上 800円)期限が3月31日までとなっております、4月より新たにスポーツ活動保険の再加入が必要となります。

現在、月会費を紀陽銀行で口座振替されている会員様に付きまして、4月分の月会費(3月30日)と合わせて令和8年度分のスポーツ活動保険料を口座振替にて徴収させていただきます。

現在、月会費を農協(JAわかやま)で口座振替されている会員様は、金融機関のシステム上、口座振替でスポーツ活動保険料の徴収が出来ませんので、誠に申し訳ございませんが、スポーツ活動保険料を、3月末日までに、事務局までお納めください。**名前・金額(お釣りの無いように)ご記入の袋を指導者に預けて頂いても結構です。**

なお、事務局にお納めいただく場合は、不定期営業の為、事前連絡(LINEまたは留守番電話0736-22-1023)をお願いいたします。 何卒、ご理解の程宜しくお願い致します。

特定非営利活動法人

憩楽クラブかつらぎ

理事長 森本 浩文

【会費】

ファミリー	6,000円
大人	3,200円
子ども×1名	2,700円
子ども×2名	5,400円
シニア	2,700円

【保険料】

大人	1,600円
子ども	600円
65歳以上	800円